

令和8年4月1日

# 一般事業主行動計画

株式会社タキガワ・コーポレーション・ジャパン

次世代育成支援対策推進法に基づき、社員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 期 間：令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

## 2. 内 容

目標1：育児休業取得率：男性社員取得率50%以上

女性社員取得率80%以上

対策：育児・介護休業規則を社内に掲示し、制度利用の促進につなげる。又、該当する社員には詳細を説明し取得推進を図る。

目標2：全社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月30時間以内

対策：全社員の時間管理の意識を高め管理を徹底し、所定外労働の削減を図る。

所定外労働の発生原因を把握し改善を進める事で、効率化を推進し所定外労働の削減を図る。

以 上